

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

(平成二年八月一日)
(政令第二百三十八号)

麻薬及び向精神薬を指定する政令をここに公布する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
(平四政三一九・平一四政一六九・改称)

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

(麻薬)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。

- 一 三—0—アセチル—七・八—ジヒドロ—七 α —〔—(R)—ヒドロキシ——メチルブチル〕
—六—0—メチル—六・十四—エンド—エテノモルヒネ(別名アセトルフィン)及びその塩類
- 二 三—(二—アミノブチル)インドール(別名エトリプタミン)及びその塩類
- 三 二—アミノプロピオフェノン及びその塩類
- 四 三—(二—アミノプロピル)インドール及びその塩類
- 五 N—〔—〔二—(四—エチル—五—オキソ—二—テトラゾリン———イル)エチル〕—四—
—(メトキシメチル)—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)及びそ
の塩類
- 六 四—エチル—二・五—ジメトキシ— α —メチルフェネチルアミン(別名DOET)及びその塩
類
- 七 二—(四—エチルスルファニル—二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 八 N—エチル——フェニルシクロヘキシルアミン(別名エチシクリジン)及びその塩類
- 九 N—エチル— α —メチル—三・四—(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名N—エチル
MDA)及びその塩類
- 十 (五R)—四・五—エポキシ—六—メトキシ—十七—メチル—六・七・八・十四—テトラデ
ヒドロモルヒナン—三—オール(別名オリパビン)及びその塩類
- 十一 —(三—クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類
- 十二 二—(二—クロロフェニル)—二—(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及
びその塩類
- 十三 —(三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル)—四—(二—オキソ—三—プロピオニ
ル——ベンズイミダゾリニル)ピペリジン(別名ベジトラミド)及びその塩類
- 十四 —(三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル)—四—(——ピペリジノ)ピペリジン—
四—カルボン酸アミド(別名ピリトラミド)及びその塩類
- 十五 —(三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル)—四—フェニルピペリジン—四—カル
ボン酸(別名ジフェノキシ)及びその塩類
- 十六 三—〔二—(ジイソプロピルアミノ)エチル〕—五—メトキシインドール及びその塩類
- 十七 三—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕インドール(別名DET)及びその塩類
- 十八 シス—二—アミノ—四—メチル—五—フェニル—二—オキサゾリン(別名四—メチルア
ミノレクス)及びその塩類
- 十九 ジヒドロコデイノン—六—(カルボキシメチル)オキシム(別名コドキシム)及びその塩類
- 二十 七—〔(十・十一—ジヒドロ—五H—ジベンゾ〔a・d〕シクロヘプテン—五—イル)アミ
ノ〕ヘプタン酸(別名アミネプチン)及びその塩類
- 二十一 七・八—ジヒドロ—七— α —〔—(R)—ヒドロキシ——メチルブチル〕—六・十
四—エンド—エタノテトラヒドロオリパビン(別名ジヒドロエトルフィン)及びその塩類
- 二十二 七・八—ジヒドロ—七 α —〔—(R)—ヒドロキシ——メチルブチル〕—六—0—メチ
ル—六・十四—エンド—エテノモルヒネ(別名エトルフィン)及びその塩類
- 二十三 四・四—ジフェニル—六—ピペリジノ—三—ヘキサノン(別名ノルピパノン)及びその
塩類
- 二十四 三—〔二—(ジメチルアミノ)エチル〕インドール(別名DMT)及びその塩類
- 二十五 三—〔(二—ジメチルアミノ)エチル〕—インドール—四—イルリン酸エステル(別名
サイロシビン)及びその塩類
- 二十六 三—〔二—(ジメチルアミノ)エチル〕—インドール—四—オール(別名サイロシン)及
びその塩類
- 二十七 三—(—・二—ジメチルヘプチル)—七・八・九・十一—テトラヒドロ—六・六・九—ト
リメチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン———オール(別名DMHP)及びその塩類
- 二十八 N・ α —ジメチル—三・四—(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)及びそ
の塩類
- 二十九 二—(二・五—ジメトキシ—四—イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及
びその塩類
- 三十 二・五—ジメトキシ—四・ α —ジメチルフェネチルアミン(別名DOM)及びその塩類

- 三十一 二・五—ジメトキシ—四—(プロピルチオ)フェネチルアミン及びその塩類
- 三十二 二・五—ジメトキシ— α —メチルフェネチルアミン(別名DMA)及びその塩類
- 三十三 三・四—ジメトキシ—十七—メチルモルヒナン—六 β ・十四—ジオール(別名ドロテバノール)及びその塩類
- 三十四 N—〔—〔二—(ニ—チエニル)エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名チオフェンタニル)及びその塩類
- 三十五 —〔—(ニ—チエニル)シクロヘキシル〕ピペリジン(別名テノシクリジン)及びその塩類
- 三十六 六a・七・八・九—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ十テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
- 三十七 六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)第一条に規定する大麻草(次号において単に「大麻草」という。))及びその製品に含有されている六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類
- 三十八 六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻草及びその製品に含有されている六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類
- 三十九 六a・九・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ七テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
- 四十 七・八・九・十—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ六a(十a)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
- 四十一 八・九・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ六a(七)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
- 四十二 トランス—ニ—ジメチルアミノ——フェニル—三—シクロヘキセン——カルボン酸エチルエステル(別名チリジン)及びその塩類
- 四十三 —(三—トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン及びその塩類
- 四十四 三・四・五—トリメトキシフェネチルアミン(別名メスカリン)及びその塩類
- 四十五 二・四・五—トリメトキシ— α —メチルフェネチルアミン及びその塩類
- 四十六 三・四・五—トリメトキシ— α —メチルフェネチルアミン(別名TMA)及びその塩類
- 四十七 N—〔—(β —ヒドロキシフェネチル)—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシフェンタニル)及びその塩類
- 四十八 N—〔—(β —ヒドロキシフェネチル)—三—メチル—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシ—三—メチルフェンタニル)及びその塩類
- 四十九 四—ヒドロキシ酪酸(別名GHB)及びその塩類
- 五十 —(—フェニルシクロヘキシル)ピペリジン(別名フェンシクリジン)及びその塩類
- 五十一 —(—フェニルシクロヘキシル)ピロリジン(別名ロリシクリジン)及びその塩類
- 五十二 N—(—フェネチル—四—ピペリジル)プロピオンアニリド(別名フェンタニル)及びその塩類
- 五十三 —フェネチル—四—フェニル—四—ピペリジノール酢酸エステル(別名PEPAP)及びその塩類
- 五十四 四—フルオロ—N—(—フェネチル—四—ピペリジル)プロピオンアニリド(別名パラフルオロフェンタニル)及びその塩類
- 五十五 四—ブromo—二・五—ジメトキシフェネチルアミン及びその塩類
- 五十六 四—ブromo—二・五—ジメトキシ— α —メチルフェネチルアミン(別名ブロランフェタミン)及びその塩類
- 五十七 六a・七・八・九・十・十a—ヘキサヒドロ—六・六—ジメチル—九—メチレン—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名デルタ九(十一)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
- 五十八 三—ヘキシル—七・八・九・十—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン——オール(別名パラヘキシル)及びその塩類
- 五十九 —ペンジルピペラジン及びその塩類

- 六十 ニー(メチルアミノ)——フェニルプロパン——オン(別名メトカチノン)及びその塩類
- 六十一 ニーメチルアミノ——(三・四—メチレンジオキシフェニル)プロパン——オン及びその塩類
- 六十二 N—メチル— α —エチル—三・四—(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MBDB)及びその塩類
- 六十三 N—〔—〔—メチル—ニー(ニーチエニル)エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名アルファメチルチオフェンタニル)及びその塩類
- 六十四 N—〔三—メチル——〔ニー(ニーチエニル)エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名三—メチルチオフェンタニル)及びその塩類
- 六十五 N—〔——メチル—ニー(ピペリジノエチル)〕—N—ニーピリジルプロピオンアミド(別名プロピラム)及びその塩類
- 六十六 ——メチル—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸(別名ペチジン中間体C)及びその塩類
- 六十七 N—(三—メチル——フェネチル—四—ピペリジル)プロピオンアニリド(別名三—メチルフェンタニル)及びその塩類
- 六十八 α —メチル—四—メチルチオフェネチルアミン(別名四—MTA)及びその塩類
- 六十九 N—メチル—N—(——(三・四—メチレンジオキシフェニル)プロパン—ニーイル)ヒドロキシルアミン及びその塩類
- 七十 α —メチル—三・四—(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDA)及びその塩類
- 七十一 N—〔 α —メチル—三・四—(メチレンジオキシ)フェネチル〕ヒドロキシルアミン(別名N—ヒドロキシMDA)及びその塩類
- 七十二 ——メチル—四—フェニル—四—ピペリジノールプロピオン酸エステル(別名MPPP)及びその塩類
- 七十三 N—〔——(α —メチルフェネチル)—四—ピペリジル〕アセトアニリド(別名アセチル—アルファ—メチルフェンタニル)及びその塩類
- 七十四 N—〔——(α —メチルフェネチル)—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名アルファ—メチルフェンタニル)及びその塩類
- 七十五 ——(ニーメトキシカルボニルエチル)—四—(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン—四—カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)及びその塩類
- 七十六 N—〔四—(メトキシメチル)——〔ニー(ニーチエニル)エチル〕—四—ピペリジル〕プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)及びその塩類
- 七十七 四—メトキシ— α —メチルフェネチルアミン(別名PMA)及びその塩類
- 七十八 三—メトキシ— α —メチル—四・五—(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MMDA)及びその塩類
- 七十九 ニー(四—ヨード—二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- 八十 リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リゼルギド)及びその塩類
(平七政三四三・平一〇政二〇五・平一一政二九四・平一三政三三四・平一五政四一五・平一七政五二・平一八政二九三・平一八政五九(平一八政二九三)・平一九政六・平一九政二九四・平一九政三八〇・平二〇政三八五・一部改正)

(麻薬原料植物)

第二条 法別表第二第四号の規定に基づき、次に掲げる植物を麻薬原料植物に指定する。

- 一 三—〔(ニージメチルアミノ)エチル〕—インドール—四—イルリン酸エステル(別名サイロシビン)及びその塩類を含有するきのこ類(厚生労働大臣が指定するものを除く。)
- 二 三—〔ニー(ジメチルアミノ)エチル〕—インドール—四—オール(別名サイロシン)及びその塩類を含有するきのこ類(厚生労働大臣が指定するものを除く。)
(平一四政一六九・追加)

(向精神薬)

第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次に掲げる物を向精神薬に指定する。

- 一 ニーアミノ—五—フェニル—ニーオキサゾリン(別名アミノレクス)及びその塩類
- 二 五—アリル—五—(——メチルブチル)バルビツール酸(別名セコバルビタール)及びその塩類
- 三 五—アリル—五—(ニーメチルプロピル)バルビツール酸(別名ブタルビタール)及びその塩類
- 四 ニーイミノ—五—フェニル—四—オキサゾリジノン(別名ペモリン)及びその塩類
- 五 ——エチニルシクロヘキサノールカルバミン酸エステル(別名エチナメート)及びその塩類
- 六 ニーエチル—ニーフェニルグルタルイミド(別名グルテチミド)及びその塩類
- 七 N—エチル—三—フェニルピシクロ〔二・二・一〕ヘプタン—ニーアミン(別名フェンカンファミン)及びその塩類
- 八 五—エチル——メチル—五—フェニルバルビツール酸(別名メチルフェノバルビタール)及びその塩類

- 九 N—エチル— α —メチルフェネチルアミン(別名エチランフェタミン)及びその塩類
- 十 五—エチル—五—(三—メチルブチル)バルビツール酸(別名アモバルビタール)及びその塩類
- 十一 五—エチル—五—(一—メチルプロピル)バルビツール酸(別名セクブタバルビタール)及びその塩類
- 十二 一—クロロ—三—エチル—一—ペンテン—四—イン—三—オール(別名エスクロルビノール)及びその塩類
- 十三 七—クロロ—五—(二—クロロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—三—ヒドロキシ—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ロラゼパム)及びその塩類
- 十四 七—クロロ—五—(二—クロロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—三—ヒドロキシ—一—メチル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ロルメタゼパム)及びその塩類
- 十五 七—クロロ—五—(二—クロロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名デロラゼパム)及びその塩類
- 十六 十—クロロ—十—b—(二—クロロフェニル)—二—・三—・七—・十—b—テトラヒドロオキサゾロ—〔三—・二—d〕〔一—・四〕ベンゾジアゼピン—六(五H)—オン(別名クロキサゾラム)及びその塩類
- 十七 八—クロロ—六—(二—クロロフェニル)—一—メチル—四H—s—トリアゾロ〔四—・三—a〕〔一—・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)及びその塩類
- 十八 七—クロロ—一—〔二—(ジエチルアミノ)エチル〕—五—(二—フルオロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名フルラゼパム)及びその塩類
- 十九 七—クロロ—一—(シクロプロピルメチル)—一—・三—ジヒドロ—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名プラゼパム)及びその塩類
- 二十 七—クロロ—五—(一—シクロヘキセン—一—イル)—一—・三—ジヒドロ—一—メチル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名テトラゼパム)及びその塩類
- 二十一 七—クロロ—二—・三—ジヒドロ—二—オキソ—五—フェニル—H—一—・四—ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸(別名クロラゼブ酸)及びその塩類
- 二十二 十—クロロ—八—・十二b—ジヒドロ—二—・八—ジメチル—十二b—フェニル—四H—一—〔一—・三〕オキサジノ—〔三—・二—d〕〔一—・四〕ベンゾジアゼピン—四—・七(六H)—ジオン(別名ケタゾラム)及びその塩類
- 二十三 七—クロロ—一—・三—ジヒドロ—三—ヒドロキシ—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名オキサゼパム)及びその塩類
- 二十四 七—クロロ—一—・三—ジヒドロ—三—ヒドロキシ—一—メチル—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名テマゼパム)及びその塩類
- 二十五 七—クロロ—一—・三—ジヒドロ—三—ヒドロキシ—一—メチル—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オンジメチルカルバミン酸エステル(別名カマゼパム)及びその塩類
- 二十六 七—クロロ—一—・三—ジヒドロ—五—フェニル—一—(二—プロピニル)—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ピナゼパム)及びその塩類
- 二十七 七—クロロ—一—・三—ジヒドロ—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ノルダゼパム)及びその塩類
- 二十八 七—クロロ—二—・三—ジヒドロ—一—メチル—五—フェニル—H—一—・四—ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)及びその塩類
- 二十九 七—クロロ—一—(二—・二—・ニ—トリフルオロエチル)—一—・三—ジヒドロ—五—フェニル—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ハラゼパム)及びその塩類
- 三十 五—(四—クロロフェニル)—二—・五—ジヒドロ—三H—イミダゾ〔二—・一—a〕イソインドール—五—オール(別名マジンドール)及びその塩類
- 三十一 五—(二—クロロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—七—ニトロ—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名クロナゼパム)及びその塩類
- 三十二 六—(二—クロロフェニル)—二—・四—ジヒドロ—二—〔(四—メチル—一—ピペラジニル)メチレン〕—八—ニトロ—H—イミダゾ〔一—・二—a〕〔一—・四〕ベンゾジアゼピン—一—オン(別名ロプラゾラム)及びその塩類
- 三十三 八—クロロ—六—フェニル—四H—s—トリアゾロ〔四—・三—a〕〔一—・四〕ベンゾジアゼピン(別名エスタゾラム)及びその塩類
- 三十四 三—(二—クロロフェニル)—二—メチル—四(三H)—キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
- 三十五 七—クロロ—五—(二—フルオロフェニル)—二—・三—ジヒドロ—二—オキソ—H—一—・四—ベンゾジアゼピン—三—カルボン酸エチルエステル(別名ロフラゼブ酸エチル)及びその塩類
- 三十六 七—クロロ—五—(二—フルオロフェニル)—一—・三—ジヒドロ—一—(二—・二—・ニ—トリフルオロエチル)—二H—一—・四—ベンゾジアゼピン—二—チオン(別名クアゼパム)及び

その塩類

- 三十七 七—クロロ—五—(ニ—フルオロフェニル)——・三—ジヒドロ——メチル—二H—
—・四—ベンゾジアゼピン—ニ—オン(別名フルジアゼパム)及びその塩類
- 三十八 八—クロロ—六—(ニ—フルオロフェニル)——メチル—四H—イミダゾ〔一・五—
a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその塩類
- 三十九 N—(三—クロロプロピル)— α —メチルフェネチルアミン(別名メフェノレクス)及び
その塩類
- 四十 八—クロロ——メチル—六—フェニル—四H—s—トリアゾロ〔四・三—a〕〔一・
四〕—ベンゾジアゼピン(別名アルプラゾラム)及びその塩類
- 四十一 七—クロロ——メチル—五—フェニル—H——・五—ベンゾジアゼピン—二・四
(三H・五H)—ジオン(別名クロバザム)及びその塩類
- 四十二 五・五—ジアリルバルビツール酸(別名アロバルビタール)及びその塩類
- 四十三 ニ—(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフェプラモン)及びその塩類
- 四十四 三・三—ジエチル—五—メチル—二・四—ピペリジンジオン(別名メチプリロン)及び
その塩類
- 四十五 二—十一—シクロプロピル—七— α —〔(S)———ヒドロキシ—一・二・ニ—トリメチ
ルプロピル〕—六・十四—エンド—エタノ—六・七・八・十四—テトラヒドロオリパビン
(別名ブプレノルフィン)及びその塩類
- 四十六 五—(—シクロヘキセン———イル)—五—エチルバルビツール酸(別名シクロバル
ビタール)及びその塩類
- 四十七 三・七—ジヒドロ——・三—ジメチル—七—〔二—〔(α —メチルフェネチル)アミ
ノ〕エチル)—H—プリン—二・六—ジオン(別名フェネチリン)及びその塩類
- 四十八 一・三—ジヒドロ——メチル—七—ニトロ—五—フェニル—二H——・四—ベンゾ
ジアゼピン—ニ—オン(別名ニメタゼパム)及びその塩類
- 四十九 一・——ジフェニル——(ニ—ピペリジル)メタノール(別名ピプラドロール)及びそ
の塩類
- 五十 二—〔(ジフェニルメチル)スルフィニル〕アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
- 五十一 N・ α —ジメチルシクロヘキサンエチルアミン(別名プロピルヘキセドリン)及びその
塩類
- 五十二 N・N—ジメチル— α —フェニルフェネチルアミン及びその塩類
- 五十三 三・四—ジメチル—ニ—フェニルモルフォリン及びその塩類
- 五十四 α ・ α —ジメチルフェネチルアミン(別名フェンテルミン)及びその塩類
- 五十五 N・N・六—トリメチル—ニ—パラ—トリルイミダゾ〔一・二—a〕ピリジン—三—ア
セタミド(別名ゾルピデム)及びその塩類
- 五十六 一—(四—トリル)—ニ—(——ピロリジニル)———ペンタノン(別名ピロバレロン)
及びその塩類
- 五十七 トレオ—ニ—アミノ———フェニルプロパン———オール(左旋性のものを除く。)及
びその塩類
- 五十八 五—ブチル—五—エチルバルビツール酸(別名ブトバルビタール)及びその塩類
- 五十九 五—(ニ—フルオロフェニル)——・三—ジヒドロ——メチル—七—ニトロ—二H—
—・四—ベンゾジアゼピン—ニ—オン(別名フルニトラゼパム)及びその塩類
- 六十 ニ—プロモ—四—(ニ—クロロフェニル)—九—メチル—六H—チエノ〔三・二—f〕—s
—トリアゾロ〔四・三—a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名プロチゾラム)及びその塩類
- 六十一 七—プロモ——・三—ジヒドロ—五—(ニ—ピリジル)—二H——・四—ベンゾジアゼ
ピン—ニ—オン(別名プロマゼパム)及びその塩類
- 六十二 十—プロモ—十—b—(ニ—フルオロフェニル)—二・三・七・十—b—テトラヒドロオ
キサゾロ〔三・二—d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン—六(五H)—オン(別名ハロキサゾラ
ム)及びその塩類
- 六十三 N—ベンジル—N・ α —ジメチルフェネチルアミン(別名ベンツフェタミン)及びその塩
類
- 六十四 ニ—メチル—三—(ニ—トリル)—四(三H)—キナゾリノン(別名メタカロン)及びその
塩類
- 六十五 三—メチル—ニ—フェニルモルフォリン(別名フェンメトラジン)及びその塩類
- 六十六 三—〔(α —メチルフェネチル)アミノ〕プロピオニトリル(別名フェンプロボレクス)
及びその塩類
- 六十七 三—(α —メチルフェネチル)—N—(フェニルカルバモイル)シドノイミン(別名メ
ソカルブ)及びその塩類
- 六十八 五—(——メチルブチル)—五—ビニルバルビツール酸(別名ビニルビタール)及びその
塩類
- 六十九 ニ—メチル—ニ—プロピル—一・三—プロパンジオールジカルバミン酸エステル(別
名メプロバメート)及びその塩類

七十 α —(α —メトキシベンジル)—四—(β —メトキシフェネチル)——ピペラジンエタノール(別名ジペプロール)及びその塩類
(平二政三—・平七政三四三・平—政一八六・平—二政四三〇・一部改正、平—四政一六九・旧第二条繰下、平—八政二九三・一部改正)

(麻薬向精神薬原料)

第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。

- 一 N—アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 二 イソサフロール
- 三 塩酸
- 四 過マンガン酸カリウム
- 五 サフロール
- 六 トルエン
- 七 ピペロナール
- 八 メチルエチルケトン
- 九 三・四—メチレンジオキシフェニル—ニ—プロパノン
- 十 硫酸

(平四政三—九・追加、平—四政一六九・旧第三条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(平成二年法律第三十三号)(同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。

(麻薬を指定する政令の廃止)

- 2 麻薬を指定する政令(昭和三十八年政令第三百二十七号)は、廃止する。

附 則 (平成二年一〇月二三日政令第三—一号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年九月三〇日政令第三—九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成七年九月二七日政令第三四三号)

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中麻薬及び向精神薬取締法施行令第九条の改正規定は、平成七年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現に存するニ—ブロモ—四—(ニ—クロロフェニル)—九—メチル—六H—チエノ〔三・ニ—f〕—s—トリアゾロ〔四・三—a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名プロチゾラム)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物(次項において「プロチゾラム等」という。)であって容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

- 3 この政令の施行の際現に存するプロチゾラム等に使用される容器又は被包が、この政令の施行の日から一年以内に使用される場合には、当該容器又は被包に収められたプロチゾラム等については、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。

附 則 (平成一〇年六月—二日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—一年六月—六日政令第一八六号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—一年九月二九日政令第二九四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—二年九月二二日政令第四三〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—三年—〇月二六日政令第三三四号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—四年五月七日政令第一六九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—五年九月—八日政令第四—五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—七年三月—八日政令第五二号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成—八年三月二三日政令第五九号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条第九号の次に一号を加える改正規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(平一八政二九三・一部改正)

附 則 (平成一八年九月一三日政令第二九三号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第六号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二〇日政令第二九四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一九年十二月十九日政令第三八〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年十二月十七日政令第三八五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。